

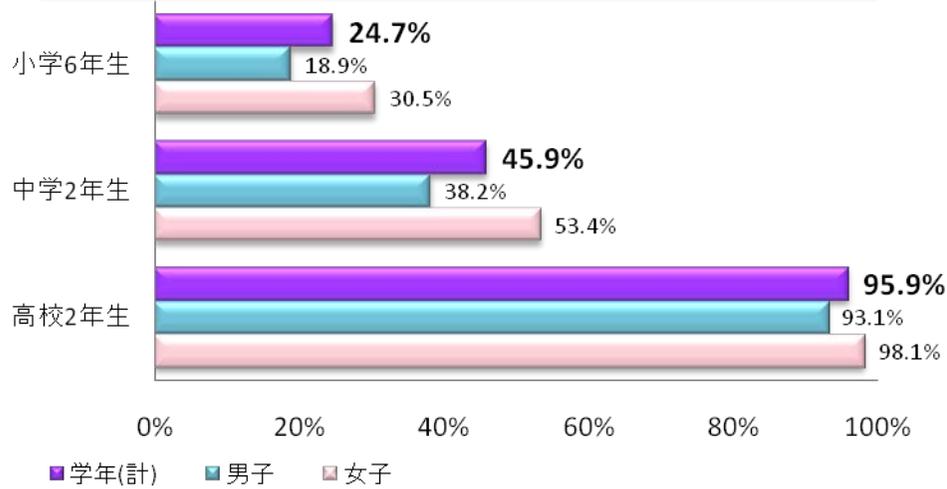
CGM(シー・ジー・エム)検討WGの設置について(案)

平成21年11月17日(火)

事務局

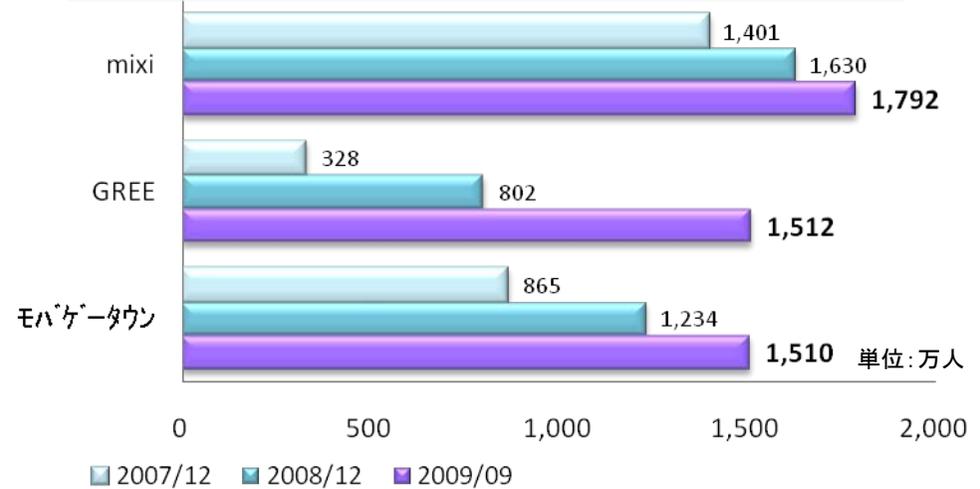
1. 青少年のインターネット利用の現状

青少年の携帯電話所有状況



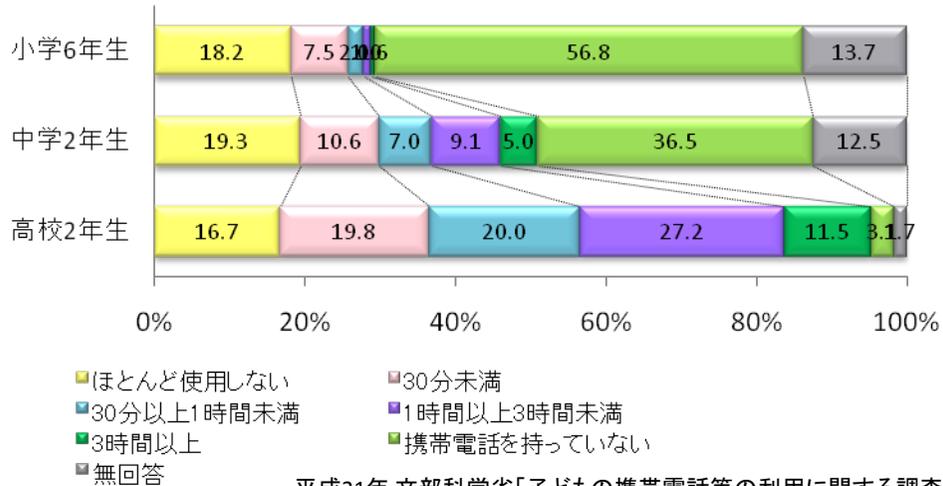
平成21年 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」

SNSユーザー数の推移



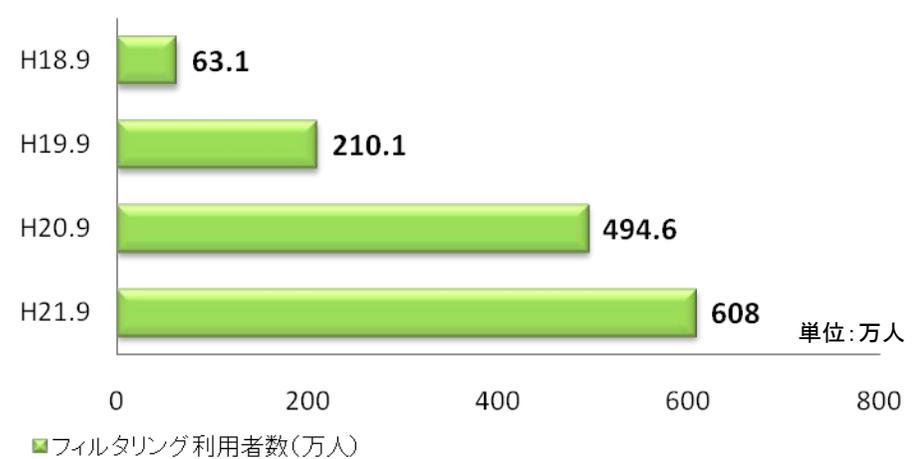
(株)ミクシィ、(株)グリー、(株)ディー・エヌ・エー 各社IR情報より

携帯電話による1日平均インターネット利用時間



平成21年 文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」

携帯電話フィルタリング普及率



(社)電気通信事業者協会公表資料より

1. 青少年のインターネット利用の現状 – CGM(Consumer Generated Media)について –

CGM： 利用者の書き込みやメッセージ交換等の双方向コミュニケーションを可能とするサービスの総称。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の例

代表的なサービス・機能

【プロフィール】

利用者のプロフィールを公開・交換する機能。顔写真、アバター（サイト内の擬人キャラクター）等のアップロードも可能。

【コミュニティ】

日記、掲示板など、テキストや写真のやりとりが可能な双方向コミュニケーション機能。共通の趣味や話題ごとに参加可能。

【メッセージ】

サイト内において利用者間でのみやりとり可能なメッセージ機能。いわゆる「ミニメール」。

【ユーザー検索】

利用者登録情報に基づいて、特定の属性を有する利用者を検索する機能。

【あしあと】

日記やプロフィール等を閲覧した他のユーザーの履歴を表示し、友人関係を広げる機能。

ソーシャル・ネットワーキング サービス(SNS)

自分の友人や知人をサイト上で一覧管理し、1対1でも、1対n(登録されている友人・知人やその他のユーザー)でも、コミュニケーションも簡単に行うことができるWebサービス

【プロフィール】

個人のプロフィールを公開する機能。マイミクの紹介文を付記することも可能。

【mixiボイス】

ひとことコメント投稿機能(全角で最大150文字)

【更新履歴】

自分自身の更新履歴確認欄。

【マイミクシー一覧】

友人・知人の一覧表。これらをたどることにより人脈を可視化することが可能。

【コミュニティ一覧】

参加しているコミュニティの一覧表。共通する趣味嗜好等をテーマに、コミュニティ(掲示板)を設置できる機能。

【メッセージ】

サイト内におけるユーザー間のメール機能。

【足あと】

個人の日記やプロフィール等を閲覧した他のユーザーの足あと(アクセスログ)の一覧を閲覧できる機能。

【Myリスト】

マイミクや気になる人をリスト登録しておくことができる機能。

【mixiニュース】

国内外の時事・スポーツ・IT等のニュースを配信するサービス。配信されたニュースを元に日記や関連コミュニティを表示することが可能。

【更新情報】

友人・知人がアップロードした日記や動画、フォトアルバムの更新状況確認、閲覧ができる機能。

mixi
mixi, Inc.

Copyright (C) 2009 mixi, Inc.

(株)ミクシィIR資料より抜粋

➤ その他、プロフィールの交換を主とするサイト(プロフサイト)、小説や動画等の投稿を主とするサイト(投稿サイト)等も存在。

➤ 双方向機能の提供に併せ、ゲームやニュース、地図、占い、オークション等の様々なコンテンツを提供するサービスも存在。

2. 青少年被害の実態 – 「出会い系サイト」「非出会い系サイト」に関係した児童被害 –

出会い系サイト関連の被害状況

◆ 「平成21年度上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」 (警察庁：平成21年8月6日公表)

・ 出会い系サイト関連： 検挙件数 644件 (昨年同期比 Δ 133) 被害児童数 265名 (昨年同期比 Δ 91)

【被害児童数の内訳】

☞ 児童買春等《157件》、青少年保護育成条例違反《77件》、児童福祉法違反《17件》、
売春防止法違反《3件》、風営適正化法《2件》、重要犯罪（殺人、強姦等）《9件》

・ 非出会い系サイト関連： 検挙件数 631件 (昨年同期比 148) 被害児童数 545名 (昨年同期比 157)

【被害児童数の内訳】

☞ 児童買春等《139件》、青少年保護育成条例違反《363件》、児童福祉法違反《32件》、
重要犯罪（殺人、強姦等）《11件》

いわゆる「ネットいじめ」被害状況

◆ 「平成19年度生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省：平成20年11月20日公表)

携帯電話等による誹謗・中傷の被害割合： 小学生（約1.1%）、中学生（約8.4%）、高校生（約20.3%）

◆ 「青少年が利用する学校非公式サイト(匿名掲示板)等に関する調査」(文部科学省：平成20年4月15日公表)

- ・ 学校非公式サイトの数： 約38,000 (約9割が「2ちゃんねる」などの掲示板への掲載)
- ・ 書き込み内容： 誹謗・中傷 (50%)、わいせつ表現 (37%)、暴力表現 (27%)

3-1. 青少年保護に向けた取組 - 法執行「青少年インターネット環境整備法」-

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（「青少年インターネット環境整備法」）は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。
- 平成21年4月1日施行（施行後3年以内に見直し検討）。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

政府

インターネット青少年有害情報対策・
環境整備推進会議(内閣府)※

会長:内閣総理大臣 委員:内閣官房長官、その他国務大臣

策定

基本計画

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
プロバイダ
パソコンメーカー

フィルタリング提供義務

フィルタリング
開発・提供事業者

開発の努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年

※「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年7月8日公布、施行期日未定)により、
①「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」は「青少年総合対策推進本部」に移行し、②「基本計画」については、同本部が策定することとなる。

3-1. 青少年保護に向けた取組 – 法執行「出会い系サイト規制法」–

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（「出会い系サイト規制法」）は平成15年に制定。その後、出会い系サイトの利用に起因した犯罪の多発を踏まえ、平成20年に改正。

改正前

出会い系サイト事業者の規制

- 児童による利用禁止の明示
- 児童でないことの確認
- 違反事業者に対する是正命令（罰金・懲役刑）
- 事業者に対する報告徴収（罰金刑）

利用者規制

- 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする以下の行為を禁止（罰金刑）
 - ✓成功等の相手方となるように誘引すること
 - ✓対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

その他の者の責務

- 役務提供事業者等の児童の利用防止措置
- 児童の保護者による児童の利用防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

問題点

出会い系サイト事業者の把握が困難

不適格事業者による事業の継続

出会い系サイト事業者による児童の被害防止措置が不十分

出会い系サイト事業者以外の者による事業の利用防止に向けた取組の促進の必要

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

①届出制の導入

→事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届け出（無届は処罰）

②事業停止命令の創設

→違反者は処罰

③欠格事由・事業廃止命令の創設

→違反者は処罰

④児童に係る誘引情報の削除措置

→・児童が異性を誘う書き込み
・大人が異性の児童を誘う書き込みが対象（不履行は業務処分対象）

児童による利用の防止措置の強化

⑤民間団体が行う児童利用防止活動の促進

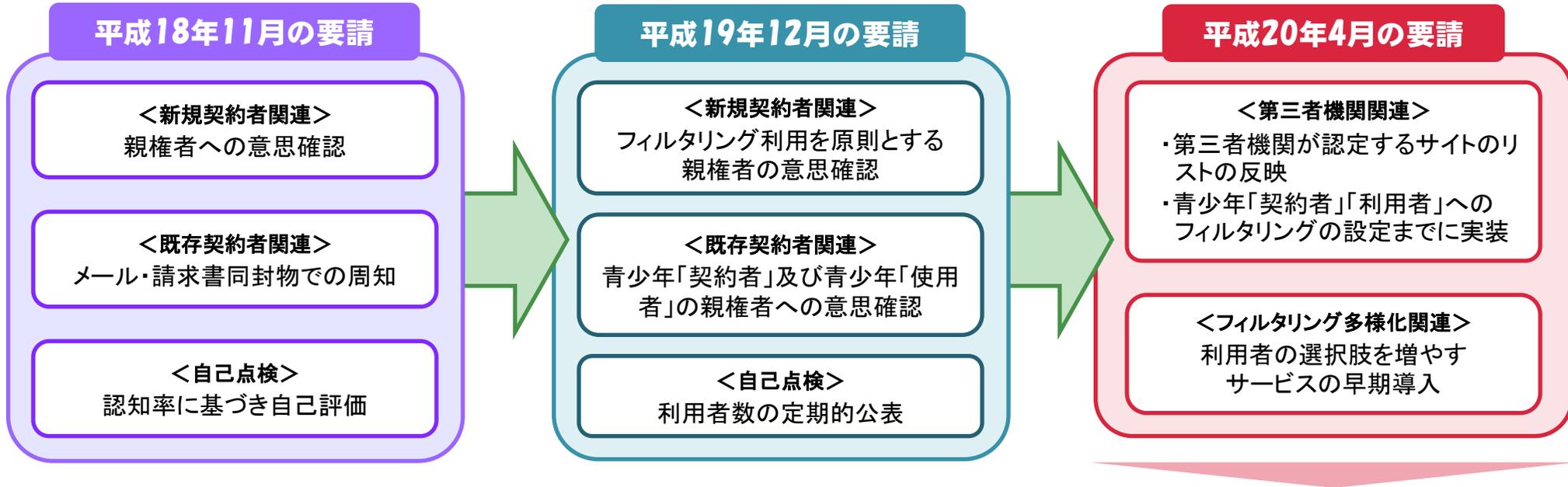
→ホットライン業務を行う民間団体を国家公安委員会が登録し、情報提供の支援を実施

⑥フィルタリングの普及

→出会い系サイトに役務を提供する事業者（携帯電話・PHS会社）や保護者が行う児童の出会い系サイトの利用防止措置の例としてフィルタリングを明記（努力義務）

3-2. 青少年保護に向けた取組 – 民間の自主的取組(フィルタリングの普及改善) –

総務省では、青少年を有害情報から守る観点から、携帯電話フィルタリングサービスの一層の導入促進に向けて、過去三回にわたり携帯電話事業者等に対する大臣要請を実施。携帯・PHS事業者は積極的に対応。



	NTTドコモ	KDDI	SBM	ウィルコム
① EMAリストの反映	H21/1/9～	H21/2月～	H21/1月末～	H21/1月～
② 18歳未満の既存契約者の保護者に対する意思確認 不要な申し出がなかった者に対するフィルタリング設定	H20/10月～	H20/10月～	H20/10月～	H20/10月～
	H21/1月下旬～	H21/2月～	H21/2月～	端末設定
③ フィルタリングサービスの多様化	H21/1/9 サイト及びカテゴリの取捨選択	H21/6/16 サイト及びカテゴリの取捨選択	H21/8/31 年齢層別リスト	検討中

3-2. 青少年保護に向けた取組 – 民間の自主的取組(プロバイダ責任制限法に基づく取組等) –

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等による民間の自主的取組として、実務上の行動指針となる各種ガイドラインや、契約モデル約款等が策定されている。

プロバイダ責任制限法関係ガイドライン

名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン (平成14年5月策定)

- ✓ インターネット上で名誉棄損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン (平成14年5月策定)

- ✓ インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- ✓ 方施行移行平成21年8月末までに、JASRAC(日本音楽著作権協会)から約39万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン (平成17年7月策定)

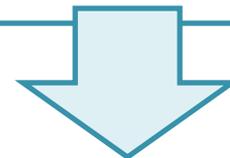
- ✓ インターネットオークション等で商法権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン (平成19年2月策定)

- ✓ インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改定(平成20年度)

- (1) 違法な情報及び公序良俗に反する情報の例示
 - 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春等の犯罪を助長する情報
 - わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの売買に関する情報等
 - 人の殺害現場の画像、動物を虐待する画像等の残虐な情報
 - 違法行為(けん銃の譲渡、爆発物の不正な製造、殺人等)を請負、仲介、誘引する情報
 - 人を自殺に誘引・勧誘する又は第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する行為
 - 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為 等
- (2) 情報の削除等の対応(警告、削除要請、削除等)
契約者によるサービスの利用が(1)の各号に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う
- (3) 利用の停止
- (4) 解約



モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促進し、電子掲示板の管理者等による契約等に基づく対応を効果的に支援

3-2. 青少年保護に向けた取組 – 民間の自主的取組(相談窓口の設置) –

一般からのインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、プロバイダ等に対して削除依頼を行う機関として、インターネットホットラインセンターや、違法・有害情報相談センターが設置されている。



通報フォーマット (ウェブのみ)
<http://www.internethotline.jp/>

違法・有害情報相談センター

サイト管理者や学校関係者等に対して、違法・有害情報への適切な対応手法について助言する



ホットラインセンターの運用状況 (H20)

通報受理件数：135,126件
 削除依頼件数：違法6,414件／有害2,260件
 削除完了件数：違法5,451件／有害1,713件

相談窓口 (電話・ウェブ)

Tel 03-5644-4800

<http://www.ihaho.jp/>

3-2. 青少年保護に向けた取組 – 民間の自主的取組(SNSサイト運営者の取組) –

平成21年6月1日、グリー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社ミクシィの3社は、従来から行っていた青少年に配慮したサイト運営の取組をさらに強化するため、以下の事項を実施することを発表。

1. 青少年の健全育成、犯罪・トラブル防止のためのサイト管理・対応の強化・徹底

利用規約の禁止事項に該当する投稿の削除など適切な対応の強化
実効性のあるサイトパトロールの在り方の検討

2. 年齢確認の確実性を高めるための取組の実施

各社とも年齢認証の確実性を高める施策を検討し、実施、
携帯電話事業者等の第三者の助言を仰ぎながら、実効性の高い年齢認証制度の検討

3. 年齢に応じた利用制限・利用領域の設定

年齢確認を組み合わせるなどして、年齢に応じ、サイトの利用機能・利用領域を制限

4. 各種啓発活動の強化

サイト上で、サービスの適切な利用方法や各種法律に関する啓発を強化
EMA、安心ネットづくり促進協議会などの各種団体と連携して、普及啓発活動への取組みを強化

※各社は、上記方向性に沿った利用制限や年齢確認の確実化等の個別の取組を別途発表

3-3. 青少年保護に向けた取組 - 啓発活動(e-ネットキャラバン) -

e-ネットキャラバン

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR (Corporate Social Responsibility) 活動として参画。総務省、文部科学省が連携して支援。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(208社)、公益法人(10団体)、政府・自治体(13体)、その他(35団体)*
- ◆講師 : 認定講師 1,423名*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆事務局 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆実績 : 平成18年度の実施件数:453件
: 平成19年度は、実施件数1089件
: 平成20年度は、実施件数1208件
: 平成21年度は、実施済件数363件 *
: 年間1,000件の講座開催を目標

*平成21年10月末現在



総務省の広報ビデオ : http://www.soumu.go.jp/menu_00/media/070514_1.html

<http://www.e-netcaravan.jp/>

3-3. 青少年保護に向けた取組 – 啓発活動(安心ネットづくり促進協議会) –

安心ネットづくり促進協議会

- 本年2月27日、これまで普及啓発活動等にバラバラに取り組んできた利用者・産業界・教育関係者等が相互に連携するため、安心ネットづくり促進協議会が設立された。
- 設立総会で会長に選任された鷺田大阪大学総長から、活動指針「1億人のネット宣言もっとグッドネット」が示され、インターネット利用環境整備に関する自主宣言「もっとグッドネット宣言」の普及や各地域における普及・啓発活動(もっとグッドネットin大阪等)が図られている。
- 平成21年11月1日現在、会員数：205会員(正会員:83, 賛助会員:46, 特別会員:76)



【発起人】(五十音順・敬称略)

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 石原 邦夫 | (東京海上日動火災保険株式会社 取締役会長) |
| 井上 雅博 | (ヤフー株式会社 代表取締役社長) |
| 小野寺 正 | (KDDI株式会社 代表取締役社長兼会長) |
| 笠原 健治 | (株式会社ミクシィ 代表取締役社長) |
| 金子 郁容 | (慶應義塾大学教授) |
| 清原 慶子 | (東京都三鷹市市長) |
| 鈴木 幸一 | (株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役社長) |
| 曾我 邦彦 | (社団法人日本PTA全国協議会顧問) |
| 孫 正義 | (ソフトバンクモバイル株式会社 代表取締役社長兼CEO) |
| 高橋 正夫 | (社団法人全国高等学校PTA連合会顧問) |
| 南場 智子 | (株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役社長) |
| 樋口 泰行 | (マイクロソフト株式会社 代表執行役社長) |
| 福島 保 | (株式会社ベネッセコーポレーション 代表取締役社長兼COO) |
| 堀部 政男 | (一橋大学名誉教授) |
| 間塚 道義 | (富士通株式会社 代表取締役会長) |
| 三木谷 浩史 | (楽天株式会社 代表取締役会長兼社長) |
| 村井 純 | (慶應義塾大学教授) |
| 山田 隆持 | (株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 代表取締役社長) |
| 山元 峯生 | (全日本空輸株式会社 代表取締役社長) |
| 中村 伊知哉 | (慶應義塾大学教授)(世話人) |

普及啓発委員会

- ◆ 普及啓発活動作業部会

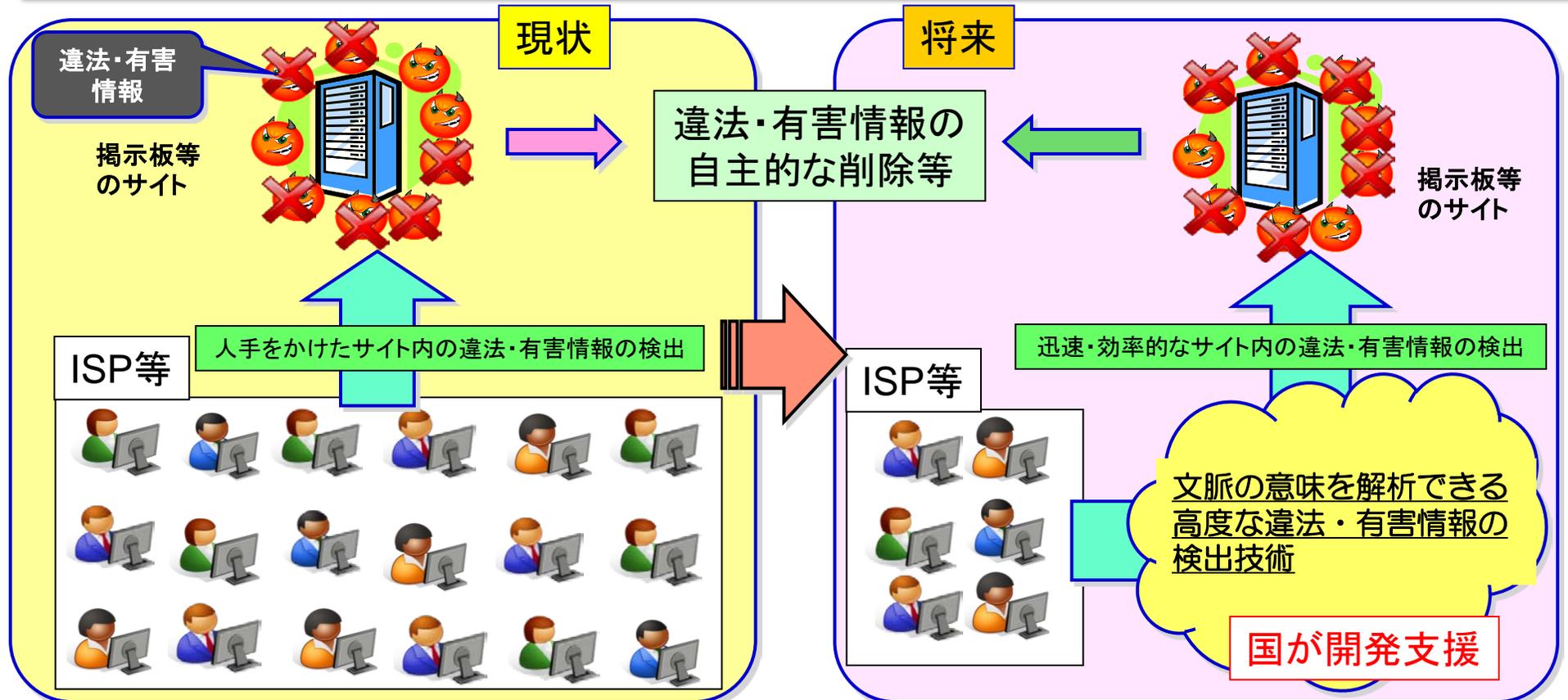
調査企画委員会

- ◆ 調査検証作業部会
- ◆ 児童ポルノ対策作業部会
- ◆ コンテンツレイティング作業部会
- ◆ コミュニティサイト検証作業部会(報告書「子どもを護るために」公表)



インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発

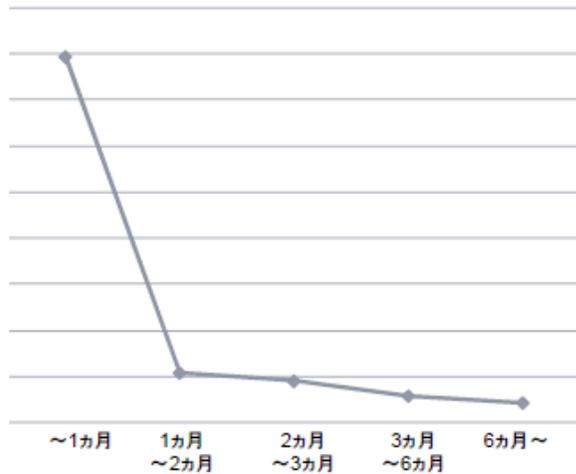
- 時々刻々新たに流通する違法・有害情報を検出するには、効果的なコンテンツ・チェック方式の高度化が不可欠。現在インターネット接続事業者（ISP）等で用いられているのは、単語レベルで一致したものを検出する技術が一般的であるが、今後は、文脈の意味を解析して、文章単位で違法・有害な情報を検出することのできる技術を開発することにより、ISP等における違法・有害情報の検出の迅速化を図るとともに、検出の負担を軽減し、もってインターネット上の情報の適正化を推進することが重要な課題。
- 本研究開発は、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）から株式会社KDDI研究所に委託され、本年9月から研究が開始されている。
- 実施期間は、平成21年度から平成23年度を予定。



4. さらなる取組が求められる背景について - コミュニティサイト運営事業者の実態と課題 -

1. 登録経過期間別の被害発生状況

18歳未満女性ユーザーの登録経過期間別の性犯罪被害発生率 ※1



- 警察からの照会案件につき、被害者の登録経過期間を集計・分析。
- 新規ユーザーほど被害に遭遇しやすい傾向があることが判明。

※1 2009年上半期における、当社に対して警察から照会のあった18歳未満の性犯罪被害のうち、登録経過期間が判明しているもの

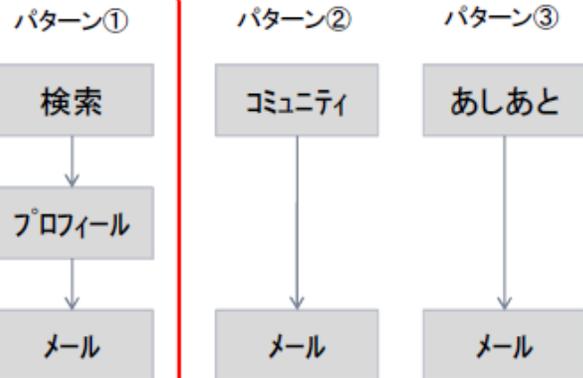
A社(コミュニティサイト運営事業者)提供

✓ 危機対応能力が比較的低い新規ユーザーに対して、①啓発活動や②機能制限等の一層の強化が必要ではないか。

- 関連する法令の詳細・罰則等を明記し、より分かりやすく注意喚起を行う。
- 禁止行為・注意事項について、投稿等を行うページでの掲出を強化する。
- 被害につながりやすい機能(プロフィール検索等)の制限の在り方について検討する。

3. 機能制限の有効性の検証

被害に至る主なパターン



- 警察からの照会案件につき、被害発生の経緯をたどると、検索からメールを利用してコンタクトするパターン(パターン①)が多い。青少年の被害のうち**およそ80%**がこのパターンとなっている。

A社(コミュニティサイト運営事業者)提供

✓ 被害につながりやすい「検索」と「メール」について、青少年による利用を一定程度制限することで被害防止に効果が期待できるのではないか。

✓ 機能制限の導入後の状況を見て、有効性を検証し、次なる対策を検討することが必要ではないか。

5. 子どもを護るために - 安心ネットづくり促進協議会 コミュニティサイト検証作業部会 報告書①-

青少年における携帯電話やインターネットの利用が増加している現在において、出会い系ではないコミュニティサイトの利用が発端となった青少年の性犯罪被害等が発生していることを受け、青少年利用の健全化に向けて、様々な取組を包括的に行うため、課題を洗い出し、それに対する有効な対策の在り方について、安心ネットづくり促進協議会（会長： 鷲田清一 大阪大学総長）にコミュニティサイト検証作業部会を設置し、本年6月より検討。

主 査：藤川 大祐 千葉大学教育学部准教授

副主査：西野 茂生 社団法人電気通信事業者協会 青少年有害情報対策部会 部会長

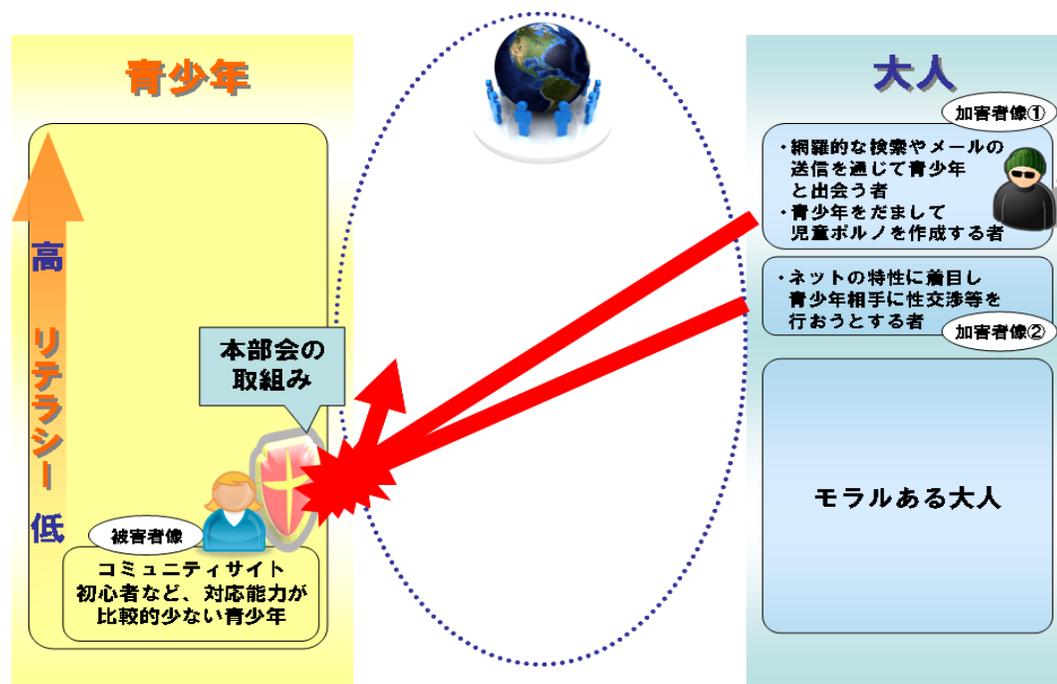
青少年が犯罪に巻き込まれる構図

<加害者像>

- ・網羅的な検索やメールの送信を通じて青少年と出会う者、青少年をだまして児童ポルノを作成する者
- ・ネットの特性に着目し青少年相手に性交渉等を行おうとする者

<被害者像>

- ・コミュニティサイト初心者など、対応能力が比較的低い青少年



主なプレイヤーの取組と課題

コミュニティサイト運営事業者

- (1) 書き込み時の匿名投稿の禁止、
- (2) 利用規約による悪用禁止、
- (3) 不適切な投稿の削除、
- (4) 24時間365日の監視体制、
等「事後監視」が強化されている一方、
「事前の対策」は必ずしも十分ではない

悪意のある大人が青少年にコンタクトできない仕組み作り

- ①大人による青少年の検索やメッセージ送信の制限、
- ②メッセージの同時多発送信者に対する注意喚起、
- ③利用者年齢に応じたサービス設定など機能面での制限が重要

携帯電話事業者 フィルタリング提供事業者

青少年向けフィルタリングの普及促進・改善を行っている一方、高校生等加入が進んでいない利用者の存在、保護者による解約等の実態が指摘。また、フィルタリングの多様化に伴う利用者への周知の徹底も課題。

フィルタリングの有効性確保

フィルタリングサービスの一層の多様化や普及に向けた取組、青少年が初めて携帯電話に触れる機会を活用した啓発の充実等が重要

第三者機関

コミュニティサイト事業者による運営監視等の審査・監視を通じて利用環境整備に貢献している一方、社会の期待に適切に応えていく必要。

社会の期待に応えていく努力の継続

利用実態を詳細に把握・分析した上で、監視レベル向上に向けた認定基準の拡充等の取組の継続が重要

監視事業者

コミュニティサイト事業者からの監視業務の受託等役割が拡大。主要事業者では、常時監視や知見の共有等の取組を推進。

社会の期待に応えていく努力の継続

事業者間での情報共有等を通じた、継続的な監視レベルの維持・向上が重要

年齢認証の確実性担保

機能制限の前提となる確実な年齢認証に向け、情報の真正性や活用の信頼性を担保する必要

メッセージ内容の確認

コミュニティサイト向けメッセージの確認に向け、法的妥当性や運営手法を整理する必要

その他

中小サイトの運営体制の整備、取組の実効性の検証、社会全体の啓発活動等を進めていく必要

6. CGM(シー・ジー・エム)検討WGの設置について

CGM (シー・ジー・エム) 検討WGの設置目的について

- 青少年インターネット環境整備法の施行を踏まえ、現状の青少年インターネット利用、福祉犯被害等の実態を把握し、課題について幅広く検討。
- とりわけ、CGMに関係する各事業者が取組を進める上で、法的解釈が不明瞭であることを理由として対策がためられているものについて、その明確化の観点から集中的な検討を行う。

主な検討項目

➤ 青少年利用者向けに機能制限を行うための利用者年齢認証に向けた課題等の整理

(例)・携帯電話事業者等が真正な年齢情報を取得する上で、利用者に対して年齢申告を求めていくための何らかの担保を講じる必要性の有無、講じる場合にその内容の検討。また、利用者に対する同意取得の在り方、利用の周知手法等の検討。

・携帯電話事業者とサイト運営事業者の間で年齢情報が受け渡されるにあたり、譲渡先の信頼性・適格性を確保する上で何らかの指針を策定する必要性の有無、策定する場合にその内容の検討 等

➤ 利用者間のメッセージサービスにおける規約違反行為の監視に関する法的課題の整理

(例)いわゆる「ミニメール」の内容監視について、通信の秘密の保護との関係性の検討 等

➤ その他、青少年のコミュニティサイト利用に伴う福祉犯被害の防止に必要な施策（フィルタリングの推進等）に関する諸課題の整理